### 平成30年度 第2回北海道私立学校審議会議事録

- 1 日 時 平成30年11月20日(火) 13:45~14:15
- 2 場 所 赤れんが庁舎 2階 1号会議室
- 3 委員定数 15名
- 4 出席委員 12名

大西正宏委員、大西修夫委員、相馬真吾委員、佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、浅井 卓委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、小倉悦子委員、前田賢次委員

- 5 傍聴者 1名
- 6 議題

(1) 私立高等学校の設置者変更認可について (2件)
-----------------------------

- (2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について (3件)
- (3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について (1件)
- (4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について (3件)
- (5) 私立専修学校の設置者変更認可について (1件)

### 7 審議事項

本間会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録 署名人に守本委員及び小倉委員を指名した。

審議に先立って、事務局から前回答申の処理状況について資料1に基づき説明し、その後、諮問事項(資料2)の審議を行った。議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校の設置者変更認可について

旭川藤女子高等学校及び北見藤女子高等学校の設置者変更認可(諮問番号第1472号(1)及び(2))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

### 【事務局説明】

諮問番号第1472号の(1)及び(2)について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧下さい。

この2つの案件は、女子教育から男女共学化へ転換することにより学校経営の長期的安定・発展を図るため、「学校法人藤学園」が設置している「旭川藤女子高等学校」及び「北見藤女子高等学校」の設置者を「学校法人北海道カトリック学園」へ変更するため、設置者変更の認可申請があったものです。

いずれの学校につきましても設置基準上の支障は特にありません。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

なお、今回、「旭川藤女子高等学校」は、「旭川藤星高等学校」に、「北見藤女子高等学校」は、「北見藤高等学校」に名称変更しますが、校名変更は届出事項のため、審議対象外となっております。

以上、私立高等学校の設置者変更認可につきまして、ご審議よろしくお願いします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

### (2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

函館大学付属有斗高等学校、函館大学付属柏陵高等学校及び小樽明峰高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1472号(3)~(5))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

### 【事務局説明】

諮問番号第1472号の(3)~(5)について、ご説明いたします。

資料の2ページ及び3ページをご覧下さい。

この3つの案件は、今日の少子化の進行に伴う、入学者の減少に対応するため、学校法人野又学園が設置している「函館大学付属有斗高等学校」、「函館大学付属柏稜高等学校」及び学校法人共育の森学園が設置している「小樽明峰高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更の認可申請があったものです。

まず、函館大学付属有斗高等学校ですが、こちらは普通科の収容定員を1学年250人から10人減じ、240人とし、3学年合計では、750人を720人に減ずるものです。

次に、函館大学付属柏稜高等学校ですが、こちらは商業科の収容定員を1学年50人から10人減じ、40人とし、3学年合計では150人を120人に減ずるものです。

次に、小樽明峰高等学校ですが、こちらは普通科の収容定員を1学年160人から40人減じ、120人とし、3学年合計では、480人を360人に減ずるものです。

いずれの学校につきましても設置基準上の支障は特にありません。

変更の時期は、全て平成31年4月1日を予定しております。

以上、私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可につきまして、ご審議よろしくお願いします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

### (3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について

西野札幌幼稚園の収容定員に係る園則変更計画(諮問番号第1472号(6))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

#### 【事務局説明】

資料は4ページですが、諮問案件の説明に先立ち、私立幼稚園の収容定員の変更に係る審査基準について、説明させていただきます。

現行の審査基準は、平成27年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い改正したものでございます。それまで定員審査に当たり、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や施設・設備の基準のほか、道独自基準として、適正配置の観点から、地域における収容見込み幼児数などについて、一定の基準を設けて審査を行ってきたところですが、新制度では、実施主体が市町村となり、すべての市町村において地域の教育や保育のニーズを把握して、供給計画を策定することとなるため、道においても、市町村が既存の私立幼稚園の協力の下、地域ニーズに対応した計画策定が可能となるよう、収容見込み幼児数に関する道独自基準を廃止し、国が定める教職員組織体制や、施設・設備の基準遵守、幼稚園の適正運営という基準を満たすことのみを要件とする現行の基準へ変更しております。

今回の諮問案件は、ただいまご説明しました審査基準に基づき審査を行ったものです。

それでは、諮問番号第1472号(6)の幼稚園の収容定員に係る園則変更計画に関する諮問案件について、 ご説明いたします。

札幌市西区に所在します「西野桜幼稚園」について、設置者である学校法人西野学園から定員増計画の申請がございました。

定員増の理由につきましては、地域における入園を希望する幼児数の増加に対応するためとなっております。当該幼稚園につきましては、これまで、適正な運営がなされており、申請どおりに定員を増やした場合においても、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たす計画となっております。 変更の時期につきましては、平成32年4月1日となっております。 本案件は、園舎の増改築を伴う定員増計画でありますことから、本日ご審議いただき、了承された場合、 改めて認可申請をしていただき、再度、私学審議会で審査するいわゆる2段階の審査手続きとしておりま す。

以上、私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について、ご審議よろしくお願いします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画が了承された。)

### (4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

幌南学園幼稚園、平和幼稚園及び伊達幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1472号(7)~(9))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

#### 【事務局説明】

諮問番号第1472号(7)及び(8)の定員増について、ご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

札幌市豊平区に所在しております、「幌南学園幼稚園」、札幌市西区に所在する「平和幼稚園」の2つの幼稚園について、設置者である学校法人から定員増の申請がございました。

定員増の理由につきましては、いずれの幼稚園も地域における入園を希望する幼児数の増加に対応するためとなっております。いずれの幼稚園につきましても、これまで、適正な運営がなされており、申請どおりに定員を増やした場合においても、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更の時期につきましては、いずれも平成31年4月1日となっております。

続きまして、諮問番号第1472(9)の定員減の案件であります。

伊達市に所在しております、「伊達幼稚園」について、設置者である学校法人伊達キリスト教会学園から定員減の申請がございました。

変更の理由については、地域における入園希望の幼児数の減少のためとなっております。

当該幼稚園につきましても、これまで、適正な運営がなされており、教職員数、施設・設備については、 幼稚園の設置基準を満たしていること、また、過去の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考え ております。

変更の時期につきましては、平成31年4月1日となっております。

以上、諮問番号第1472号(7)から(9)までを一括して説明させていただきました。 ご審議よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

### (5) 私立専修学校の設置者変更認可について

北海道ドレスメーカー学院の設置者変更認可(諮問番号第1472号(10))について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

# 【事務局説明】

諮問番号第1472号(10)について、ご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

昭和51年8月に認可を受けております、「北海道ドレスメーカー学院」の経営基盤の確立や学校運営を安定的に継続するため、現在の設置者である「学校法人浅井学園」から認定こども園大麻まんまるこども園、第2大麻こども園、旭川調理師専門学校の設置者であります「学校法人北海道浅井学園」が「北海道ドレスメーカー学院」を引き受け、平成31年4月から当該校を継続するとして、先の理事会で意思決定

がなされ、この度、両法人より、当該専修学校の設置者変更に係る認可申請書が提出されたところです。 当該校の校地校舎につきましては、学校法人浅井学園の北翔大学の研究施設であります「ポルト」を引き 続き借用にて使用することとしており、学校経営に必要な図書、機器備品、運営資金などは、現設置者で ある「学校法人浅井学園」から寄附を受け、在校生及び教職員についても学校法人北海道浅井学園に引き 継がれるなど、設置者変更後においても審査基準を全て満たしております。

なお、学校法人名につきましては、学校法人浅井学園が学校法人北翔大学、学校法人北海道浅井学園が学校法人浅井学園に変更される予定で、12月の理事会にて正式決定される予定となっております。

以上、私立専修学校の設置者変更認可につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

### 8 報告事項

(1)平成30年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について 資料3に基づき「平成30年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会」について、出席した相馬 委員から報告を行った。

## (2)第73回全国私立学校審議会連合会総会

資料4に基づき「第72回全国私立学校審議会連合会総会」について、出席した本間会長から報告を行った。